

山梨県老人福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

(昭和59年10月31日老第10-11号)

(趣旨)

第1 知事は、老人福祉施設等の充実を図るため、老人福祉施設等の施設整備のうち、この要綱に定める施設整備に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2 この要綱の補助対象事業は、別表1（1）欄に定める施設の種類ごとに、（2）欄に定める設置者が設置する施設に係る（3）欄に定める事業とする。

ただし、県が別に定める高齢者福祉計画及び介護保険事業支援計画に定める各施設の計画値を超える施設に係る事業については、補助対象としない。

また、次の各号に掲げる費用については、補助対象としない。

- （1）土地の買収又は整地に要する費用
- （2）職員の宿舍、車庫又は倉庫の建築に要する費用
- （3）その他施設整備費として適当とは認められない費用

(補助金の額)

第3 この補助金の交付額は、別表2（1）欄に定める施設の種類ごとに、（2）欄に定める事業ごとの（3）欄に定める基礎単価に（4）欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と（5）欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の範囲内の額とする。

なお、前年度以前から補助を受けている事業（継続事業）については、補助を受けた初年度の要綱に定める算出方法及び単価を適用する。

2 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第5条第2項の規定に基づく交付金（以下「交付金」という。）を財源の全部若しくは一部とする市町村補助金の交付を受ける場合は、この補助金の交付額は前項の規定による算定額から当該市町村補助金額のうち市町村が国から交付を受けた交付金の額を控除して得た額とする。

3 交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4 規則第4条の規定による補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、補助金

交付申請書（様式第1、交付決定後に変更交付申請の必要が生じた場合は様式第2）を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（補助金交付の条件）

第5 規則第6条の規定による交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）事業の内容のうち、次のものを変更する場合は、変更承認申請書（様式第3）を知事に提出して、その承認を受けなければならないこと。

ア 建物の設置場所

イ 建物の規模・構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

ウ 建物の用途

エ 入居（所）定員又は利用定員

オ 設計金額、請負契約金額（補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助金の増額を伴わない軽微な変更を除く。）

（2）事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、事業中止（廃止）承認申請書（様式第4）を知事に提出して、その承認を受けなければならないこと。

（3）事業が予定の期間内に完了する見込のない場合、又は事業の遂行が困難となった場合においては、遅滞なく知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。

（4）事業により取得、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

（5）事業により取得、又は効用の増加した不動産及びその従物については、知事が別に定める期間を経過するまでに知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならないこと。

（6）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（7）事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第5）により遅滞なく知事に報告しなければならないこと。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（8）補助金の交付を受けた補助事業者は、当該事業の収支に関する事項を明らかにした

調書（様式第6）及び証拠書類等関係書類を整備し、事業の完了した年度の翌年度から起算して、5年間保管しておかなければならない。

(9) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除くものであること。

(10) 建設工事の契約においては、契約の相手側が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

(11) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、山梨県が行う契約手続きに準拠した取り扱いとして、知事が別に定める手続きによること。

(12) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、公益財団法人日本財団又はこれらに準ずる団体の補助金の交付を受けてはならないこと。

(状況報告)

第6 規則第7条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、次の各号に定めるところにより、知事に提出しなければならない。

(1) 工事着工報告書（様式第7）工事に着手したとき。

(2) 工事変更届（様式第8）契約を変更したとき。

(3) 工事完成届（様式第9）工事が完成したとき。

(4) 工事進捗状況報告（様式第10）12月31日現在の状況を翌月10日までに。

(実績報告)

第7 補助事業者は、規則第12条の規定による事業の実績報告書（様式第11）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8 補助金は、事業完了後、検査のうえ交付する。ただし、知事が必要と認めた場合は概算払することができる。

2 補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、補助金概算払請求書（様式第12）を知事に提出しなければならない。

(書類の提出部数)

第9 この要綱により知事へ提出する書類の部数は、正本1部とする。

附 則

(適用期日)

1 この要綱は、昭和59年4月1日から適用する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱(以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(1) 山梨県老人福祉センター整備費補助金交付要綱(昭和56年3月17日)

(2) 山梨県特別養護老人ホーム整備費補助金交付要綱(昭和58年7月10日)

(3) 山梨県軽費老人ホーム整備費補助金交付要綱(昭和58年7月20日)

(経過措置)

3 この要綱施行の際、現に旧要綱に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この要綱に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(昭和60年7月11日一部改正)

1 この要綱は、昭和60年7月11日から施行する。

附 則(昭和62年9月14日一部改正)

1 この要綱は、昭和62年9月14日から施行する。

附 則(平成3年2月21日一部改正)

1 この要綱は、平成3年2月21日から施行する。

附 則(平成8年3月12日一部改正)

1 この要綱は、平成8年3月12日から施行する。

附 則(平成10年3月26日一部改正)

1 この要綱は、平成10年3月26日から施行し、平成9年度の補助金から適用する。

附 則(平成11年7月21日一部改正)

1 この要綱は、平成11年7月21日から施行し、平成11年度の補助金から適用する。

附 則(平成12年10月30日一部改正)

1 この要綱は、平成12年10月30日から施行する。

2 この要綱の施行の際に、現にこの要綱による改正前の様式により提出されている申請書その他の書類は、この要綱による改正後の様式により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成14年2月8日一部改正)

1 この要綱は、平成14年2月8日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

附 則(平成16年9月30日一部改正)

1 この要綱は、平成16年9月30日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

2 この要綱施行の際、現に旧要綱に基づいて提出された申請書その他の書類は、この要綱に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成18年3月14日一部改正)

1 この要綱は、平成18年3月14日から施行する。

2 この要綱は、平成17年度以後を当初として整備する施設について適用し、平成16

年度において、旧要綱に基づく補助金の交付を受けた施設であって、平成17年度においても補助金を充てて継続整備する施設については、なお従前の例による。この場合において、補助金の額については、平成17年5月6日老計発第0506001号厚生労働省老健局計画課長通知「地域介護・福祉空間整備等交付金における平成16年度からの継続事業の取扱いについて」の別添単価表により算出する。

- 3 平成17年度を当初として整備する施設に係る第2の規定の適用については、別表(1)欄中「老人保健施設(定員30人以上。ユニット型。)」とあるのは、「老人保健施設(定員30人以上。ユニット型(これに準ずるものを含む。))とする。」とする。
- 4 平成17年度を当初として整備する特別養護老人ホーム(定員30人以上)及び併設される老人ショートステイ用居室(ユニット型)に係る第3の規定の適用については、別表中「同上」とあるのは、「当該事業に係る国交付金基礎額に同額の3/4の額を加えた額と国交付金実施要綱別表第3の第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額以内」とする。
- 5 この要綱施行の際、現に旧要綱に基づいて提出された申請書その他の書類は、この要綱に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成18年3月31日一部改正)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日一部改正)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月16日一部改正)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日一部改正)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度までに施設(平成20年9月9日付け老発第0909002号厚生労働省老健局長通知「老朽民間老人福祉施設の整備について」3に定める施設現存率以下の施設に限る。)の改築又は改修について、県との協議が整い、社会福祉法人理事会の承認等を受け、平成28年度までに工事に着手する場合は、別表2の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月18日一部改正)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1

(1) 施設の種類	(2) 設置者	(3) 補助対象事業
養護老人ホーム	市町村（一部事務組合、広域連合を含み、地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）は除く。）及び社会福祉法人	施設整備（創設、増築、改築、その他改修。）
特別養護老人ホーム（定員30人以上。ユニット型。）	社会福祉法人 ただし、増築、改築、改修については市町村（一部事務組合を含み、中核市は除く。）を加える。	施設整備（創設、増築、改築、改修。ただし、改修については、平成15年5月以前に開設した施設を対象とする。）
老人保健施設（定員30人以上。ユニット型。）	医療法人 ただし、改修については社会福祉法人を加える。	施設整備（創設、改修）

(注1) (1) 欄の施設の種類の内容は、次のとおりとする。

- ① 養護老人ホーム…老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム（中核市に整備するものを除く）
- ② 特別養護老人ホーム…老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（中核市に整備するものを除く）
- ③ 老人保健施設…介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設（中核市に整備するものを除く）

(注2) (3) 欄の整備区分ごとの整備内容は、次のとおりとする。

- ① 創設…新たに施設を整備すること。
- ② 増築…既存施設の定員を増加するための整備を行うこと。
- ③ 改築…既存施設の定員を増加させずに改築（一部改築を含む。）を行うこと。
- ④ 改修…既存のユニット型以外の施設をユニット型（これに準ずるものを含む。）に転換するため、居室環境等の改善整備を行うこと。
- ⑤ その他改修…活火山周辺の降灰防除地域等の施設において換気設備の整備、窓枠の改良工事、その他地震防災上必要な補強改修工事等を行うこと。

別表 2

(1) 施設の種類	(2) 事業	(3) 基礎単価	(4) 単位	(5) 対象経費
養護老人ホーム	創設、増築	2,200,000円	定員数	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため
	改築	2,500,000円	定員数	
	その他改修	知事が必要と認めた額に3/4を乗じて得た額	施設数	
特別養護老人ホーム	創設、増築	2,000,000円	定員数	め直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	改築	2,400,000円	定員数	
	改修（多床室からユニット型への改修の場合）	1,000,000円	定員数	
	改修（非ユニット型の個室からユニット型への改修の場合）	500,000円	定員数	
老人保健施設	創設、改修	23,750,000円	施設数	